

太陽光発電設備には固定資産税がかかります

10kw以上の太陽光発電設備は機械として償却資産に該当し 毎年固定資産税の償却資産申告が必要です

南大隅町内で、事業用として使用されている資産（構築物・機械・備品など）は、「償却資産」として毎年1月31日までに南大隅町へ申告が必要です。

住宅に設置している場合でも10kw以上の設備は事業用の設備となります。

1. 償却資産として申告が必要となる太陽光発電設備について

（課税対象となる設置者・発電量別の区分）

設置者	余剰売電・全量売電（10kw以上）	余剰売電（10kw未満）
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外
個人（事業用）	課税対象	
法人	課税対象	

2. 太陽光発電設備の評価の区分について（1で課税対象となる場合）

太陽光パネルの 設置方法	太陽光発電設備			
	太陽光パネル	架台	接続ユニット 表示ユニット	電力量計等 パワーコンディショナー
家屋に一体の建材 （屋根材等）として設置	家屋として課税		償却資産	
架台に乗せて屋根に設置	償却資産			
家屋以外の場所 （地上や家屋の要件を満たし ていない構築物等）に設置	償却資産			

架台に乗せて建物に設置又は地上に設置した場合は、償却資産の申告が必要です。
申告には、上記の設備の他に工事費等の設置費用も申告が必要です。

詳しくは南大隅町のホームページをご覧ください。

南大隅町 償却資産

検索

問合せ先

南大隅町税務課

家屋・償却資産担当

0994-24-3116

zeimuka@town.minamiosumi.lg.jp

1 償却資産とは何ですか？

個人又は、法人で製造・小売・農業・アパート経営などの事業を行っている方が所有し、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などの事業用資産のことです。
太陽光発電設備は、機械になります。

2 税額の計算方法は？

太陽光発電設備の取得価格と耐用年数を基に、税額の基になる課税標準額を算出します。
償却資産（太陽光発電設備）は毎年減価償却しますので、課税標準額が毎年下がります。
償却資産の課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。

3 必ず申告しなければならないの？

裏面の表で申告対象となる資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を、南大隅町に1月末までに申告していただく必要があります。

課税標準額が150万円未満の方や、資産状況に変更がない方も毎年申告をお願いします。

4 申告方法は？

申告用紙は、南大隅町のホームページからダウンロードできます。
償却資産申告書と種類別明細書に記入の上、郵送で南大隅町税務課までお送りください。
eLTAX（エルタックス電子申告）もご利用いただけます。

太陽光発電による売電収入がある場合は 確定申告書又は、町県民税の申告が必要になる場合があります

●税の申告が必要な方

売電所得が黒字となる場合は、税の申告が必要です。

売電所得が赤字となる場合は申告は不要ですが、他の雑所得がある場合など申告した方が有利な場合があります。

●売電所得の計算方法

売電所得＝売電収入－必要経費

売電収入：太陽光で発電した電力を電力会社に売却して得た収入
（1月から12月に支払われた金額の合計）

必要経費：売電収入を得るためにかかった経費（減価償却費、租税効果、修繕費など）

問合せ先
南大隅町税務課
0994-24-3116